

公益財団法人高知勤労者福祉サービスセンター業務規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この業務規則は、定款に定めるもののほか、公益財団法人高知勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）が行う事業その他の業務に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業等 事業活動を行う事務所又は事業所（地方公共団体を含む。）をいう
- (2) 勤 労 者 賃金を受けて常時雇用されている従業員をいう
- (3) 会 員 センターに加入した事業主及び勤労者をいう

第2章 事業

(共済給付事業の範囲と実施方法)

第3条 共済給付事業の範囲は、別表1及び別表2のとおりとし、会員にその給付事由が発生した時は、給付金等を給付するものとする。

2 別表1の共済給付事業は、一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会（東京都渋谷区代々木2-11-7）を引受保険団体とする自治体提携慶弔共済保険契約（以下「保険契約」という。）を締結して実施し、センター又は会員が保険契約の被保険者となるものとする。

3 別表1の給付金の給付の条件等は、保険契約に付帯する普通保険約款の規定によるものとする。

4 センターが独自に実施する別表2の5年在会記念品給付事業は、会員としての期間が満5年に達したときに、センターが配布する。

(福利厚生事業)

第4条 センターは、会員に対して次に掲げる福利厚生事業を行うものとする。

- (1) 生活の安定に係る事業
- (2) 健康の維持増進に係る事業
- (3) 老後生活の安定に係る事業
- (4) 自己啓発及び余暇活動に係る事業
- (5) 第1号から第4号にかかわる講座・講習会の開設に係る事業
- (6) 前各号に定める事業のほか、会員の福利厚生に係る必要な事業

(貸付事業)

第5条 センターは、会員に対して次に掲げるものについて貸付を行うものとする。

- (1) 住宅資金
- (2) 生活資金
- (3) 教育資金

2 前項の貸付に関して必要な事項は、貸付規程として別に定めるものとする。

(その他の事業)

第6条 センターは勤労者の福祉の向上のため次に掲げる事業を行なうものとする。

- (1) 高知市勤労者交流館の管理運営に係る事業
- (2) ファミリーサポートセンターに係る事業

2 センターは高知市勤労者交流館利用者の利便性の向上のため、高知市勤労者交流館内において喫茶店の運営に係る収益事業を行うものとする。

第3章 加入、会員、会費等

(加入対象)

第7条 センターに加入することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高知市及び南国市の区域内の中小企業等の事業主及び当該中小企業等に勤務する勤労者で事業所単位での加入を希望する者（以下「事業所会員」という。）
- (2) 前号の区域内の中小企業等に勤務、又は同区域内に居住し、センターに加入していない中小企業等に勤務する勤労者で個人単位での加入を希望する者（以下「個人会員」という。）
- (3) その他理事長が特に必要と認めた者

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は会員となることができない。
- (1) 加入時に14日以上安静加療をしている者又は14日以上安静加療を要すると診断されている者
 - (2) 第11条の規定により会員資格を取り消された者
 - (3) その他理事長が適当でないとした者
- (加入手続)
- 第8条 センターに加入しようとする者は、入会申込書、入会金及び関係書類を理事長に提出し、その承認を得なければならない。
- 2 事業所会員は、原則として当該事業所の勤労者全員を会員とするものでなければならない。
 - 3 理事長は、加入を承認したときは、事業所会員にあっては当該事業主に、個人会員にあっては当該勤労者に加入承諾書を交付するとともに、会員に会員証を交付するものとする。
- (会員の資格取得)
- 第9条 会員は、加入申込書を受理された月の翌月の初日をもって会員の資格を取得する。
- 2 事業所会員の事業主は、新たに会員を追加する事由が生じたときは、直ちに関係書類により理事長に届け出なければならない。
- (退会)
- 第10条 会員は、センターを退会しようとするときは、退会届を理事長に提出し、その承認を得なければならない。
- 2 会員は、退会にあたりセンターに債務その他の義務がある場合は、これを履行しなければならない。
- (会員資格の取消)
- 第11条 会員が次の各号のいずれかに該当したときは、理事長は会員の資格を取り消すことができる。
- (1) 会費又は負担金を3か月以上滞納し、引き続き納入の見込みがないと認められたとき
 - (2) 虚偽その他不正行為によりセンターに不利益を与えたとき
 - (3) センターの信用を著しく失墜させる行為があったとき
 - (4) この規則に違反したとき
 - (5) その他理事会が適当でないとしたとき
- (会員資格の喪失)
- 第12条 前2条の規定により、退会し、又は会員の資格を取り消された場合は、その日をもって会員としての資格を喪失する。
- 2 事業主は、会員が死亡又は退職したとき等やむを得ない事情により会員の資格を取り消す必要が生じた場合は、直ちに会員資格喪失届を提出しなければならない。
 - 3 前項の届出があったときは、当該事実が発生した日に会員の資格を喪失する。
 - 4 会員は、第1項又は前項の規定により会員資格を喪失したときは、速やかに会員証を理事長に返却するものとする。
- (権利の喪失)
- 第13条 前条第1項の規定により会員の資格を喪失した者は、センターに対する一切の権利を喪失する。
- (変更届)
- 第14条 事業所会員又は個人会員は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、直ちにその旨を理事長に届出なければならない。
- (1) 事務所又は事業所の名称、所在地、電話番号
 - (2) 代表者氏名
 - (3) 会員の氏名
- (入会金及び会費)
- 第15条 入会金は、会員1人につき300円とする。
- 2 会費は、会員1人につき月額500円とする。
 - 3 事業所会員については、入会金の全額及び会費の半額以上を事業主が負担するものとする。
- (入会金及び会費の用途)
- 第16条 前条第1項の入会金は、センター経常費用の管理費に使用するものとする。
- 2 前条第2項の会費は、会費全体の25%未満をセンター経常費用の管理費、50%未満を第3条に定める共済給付事業に充て、残額を第4条に定める福利厚生事業に使用するものとする。
- (入会金及び会費の納入方法)
- 第17条 事業所会員に係る入会金及び会費は、事業主が一括して当該月分を当月末までに納入しなけれ

ばならない。

2 個人会員に係る会費は、会員が当該月分を当月末までに納入しなければならない。

3 既に納入された入会金及び会費は、返還しないものとする。ただし、前納分の会費についてはこの限りではない。

(受益者)

第18条 会員は、資格取得の日から資格喪失の日まで、センターが行う事業による利益を受けることができる。

(受益の制限)

第19条 理事長は、事業主又は個人会員が、第15条に規定する入会金及び会費の納入を怠ったときは、完納するまでの間、センター事業による会員の受益を制限することができる。

第4章 雑 則

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか業務の運営に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成6年9月17日から施行し、平成6年9月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年7月1日から施行し、平成15年8月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成16年7月1日から施行し、平成16年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年12月11日から施行し、平成18年8月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年3月27日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公益財団法人の設立の登記日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年6月9日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年2月10日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、加入対象の拡大に係る定款の変更について公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項に定める行政庁の変更の認定を受けた日から施行する。

(令和2年9月30日施行)

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第7条の規定は、令和3年4月1日から施行し、令和2年9月30日から適用する。

別表 1

給付事由			給付金額	
死亡保険金	会員本人	交通事故により死亡した場合	350,000 円	
		不慮の事故により死亡した場合	250,000 円	
		疾病により死亡した場合	65 歳未満	200,000 円
			65 歳以上	100,000 円
死亡弔慰金	会員の配偶者が死亡した場合		50,000 円	
	会員の子が死亡した場合		20,000 円	
	会員の親が死亡した場合		10,000 円	
	会員の同居親族が住宅災害により死亡した場合		20,000 円	
後遺障害・ 重度障害 保険金	会員本人	交通事故により後遺障害の状態となった場合	14,000 円 ~ 350,000 円	
		不慮の事故により後遺障害となった場合	10,000 円 ~ 250,000 円	
		疾病により重度障害の状態とな った場合	65 歳未満	200,000 円
			65 歳以上	100,000 円
傷病休業 保険金	会員本人	傷病により右の期間を休業した場合	14 日以上	10,000 円
			30 日以上	15,000 円
			60 日以上	20,000 円
			90 日以上	30,000 円
			120 日以上	45,000 円
住宅災害 保険金	火災等による	会員の居住する建物・家財の損害の程 度が右の割合となった場合	50%以上	500,000 円
			30%以上 50%未満	350,000 円
			20%以上 30%未満	250,000 円
			20%未満	100,000 円
	自然災害による	会員の居住する建物の損害の程度が右 の割合となった場合	70%以上	150,000 円
			20%以上 70%未満	75,000 円
			20%未満	15,000 円
会員の居住する建物の床上浸水		30,000 円		
祝金	結婚祝金	会員が結婚した場合	20,000 円	
	出生祝金	会員に子が出生した場合	10,000 円	
	就学祝金	会員の子が小学校または中学校に入学した場合	5,000 円	
	成人祝金	会員が満 20 歳に達した場合	5,000 円	
	還暦祝金	会員が満 60 歳に達した場合	5,000 円	

別表 2

給付事由		給付内容
5年在会記念品	会員としての期間が満5年に達したとき	記念品